

昭和五十三年六月招集

第二回館山市議會定例会會議錄第一号

館山市議會

目次

日時	二
場所	二
出席議員	二
欠席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	三
開會	二
議長の報告	二
議案の配付	三
会議録署名議員の指名	三
会期の決定	三
会議日程の決定	三
報告第一号及び報告第二号、議案第二十九号乃至議案第三十九号	三
(提案理由の説明)	三
延會	九
本日の会議に付した事件	九

一、昭和五十三年六月十九日(月曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十七名

- 一 一番 吉田 勇治郎
- 二 一番 伊藤 幸太郎
- 三 一番 穴戸 寿夫
- 四 一番 押元 稔
- 五 一番 黒川 平治
- 六 一番 鈴木 正義
- 七 一番 本間 昭二
- 八 一番 松下 正己
- 九 一番 齋藤 稔
- 一〇 一番 流山 源次郎
- 一 一番 近藤 好雄
- 一 一番 栗原 一雄
- 二 一番 石井 輝久
- 三 一番 林 豊
- 一 一番 石井 輝久
- 四 一番 石井 輝久
- 五 一番 辻田 実
- 一 一番 安西 益男
- 六 一番 安西 益男
- 七 一番 石井 武敏
- 一 一番 渡辺 軍治郎
- 八 一番 渡辺 軍治郎
- 九 一番 渡辺 昭夫
- 二 一番 五十嵐 昇
- 二 一番 菊井 敏博
- 二 一番 西村 真次
- 三 一番 伊賀 多朗
- 二 一番 藤田 益治
- 四 一番 伊賀 多朗
- 二 一番 藤田 益治
- 五 一番 伊賀 多朗
- 二 一番 藤田 益治
- 六 一番 伊賀 多朗
- 二 一番 藤田 益治
- 七 一番 伊賀 多朗
- 二 一番 藤田 益治
- 八 一番 石井 正
- 二 一番 望月 照正
- 九 一番 石井 康
- 二 一番 望月 照正
- 三〇 一番 山口 康
- 二 一番 望月 照正

一、欠席議員 三名

- 二〇 一番 和田 一郎
- 二 一番 田中 祿郎
- 二七 一番 遠山 ヨネ子

一、出席説明員

- 市長 長半 沢良一
- 助役 小倉 澄男
- 収入役 長谷川 広治
- 総務部長 鈴木 弘道
- 民生部長 石井 謀
- 経済部長 太田 博雄
- 市長公室長 汐崎 政光
- 水道課長 注司 利光

教育委員会 古宮 幸八郎 教育長 安田 豊作

委員 長 青藤 一男 農業委員会 長 秋山 万次

農業委員会 石原 斉

出席事務局職員

事務局長 高尾 豊 事務局長補佐 石井 敏夫

書記 兵藤 恭一 書記 鈴木 哲

書記 庄司 徹 書記 福田 英雄

一、議事日程(第一号)

昭和五十三年六月十九日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 会議日程の決定

報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況

報告第二号 財団法人館山市環境保全公社の経営状況

報告第二十九号 館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第三十号 昭和五十二年度館山市一般会計補正予算(第四号)の専決処分の承認について

報告第三十一号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第三十二号 館山市長、助役、収入役の給与及び

日程第四

議案第三十三号 旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十四号 館山市教育長の諸給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十五号 館山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十六号 館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十七号 館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十八号 館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十九号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三十九号 公有水面埋立免許に関する答申について

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十六名、これより昭和五十三年第二回市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本定例会議案審議のため地方自治法第百

いませんか。

○議長（吉田勇治郎君） 本定例会議案審議のため地方自治法第二百一十一條の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がございましたので御了承願います。

なお、監査委員より三月乃至五月実施の監査の結果が報告されております。それぞれお手もとに配付の印刷書により御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせていただきます。配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の会議はお手もとに配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

九番議員鈴木 槍君、二三番議員菊井敏博君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行います。

本定例会の会期につき議会運営協議会の意見は本六月十九日から六月二十七日までの九日間ということであり、

お諮りいたします。会期を九日間と定めますことに御異議ござ

いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は六月十九日から二十七日までの九日間と決定いたしました。

会議日程の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、会議日程の決定を行います。

お諮りいたします。お手もとに配付いたしました会議日程表は本定例会の大体の日取り予定であります。議会運営協議会の意見により作成いたしました。本定例会をおおむねこの会議日程表により運びますとともに、その間議案の追加または議事の都合によりましてその都度これを改めることにして、大体このようにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会議日程は決定いたしました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、報告第二号、報告第二号及び議案第二十九号乃至議案第三十九号を一括して議題とし、これより各議案等の提案理由の説明を行います。

提案理由の説明

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 本日、ここに第二回市議会定例会を招集い

たし、当面する諸案件について御審議をお願いすることにしたし
ました。

その前に、一言、お祝いの言葉を申し上げたいと存じます。

このたび、千葉県市議会議員から、安西益男議員、菊井敏博
議員、西村真次議員、望月照正議員、由中祿郎議員が、関東市
議会議員から、安西益男議員、菊井敏博議員、西村真次議員、
望月照正議員、辻田実議員、田中祿郎議員が、また、全国市議会
議長会から、安西益男議員、菊井敏博議員、西村真次議員、望月
照正議員、辻田実議員がそれぞれ、永年勤続自治功勞の表彰の栄
に浴しましたことは、重ね重ね御同慶にたえません。

ここに、日頃の御尽力に対し感謝いたしますと共に心からお祝
いを申し上げ、今後とも、市政伸展のため、御支援、御協力賜り
ますようお願い申し上げます。

さて、本日、上程いたします案件は、報告関係二件、一般議案
関係十一件であります。

以下、その概要につき提案理由の説明を申し上げます。

まず報告第一号 財団法人館山市開発公社の経営状況説明書の
提出についてであります。これは、館山市が財団法人館山市開
発公社に対して、出資と損失補償をしている関係から地方自治法
第二百四十三条の第三第二項及び同法施行令第七十三条の規定に
より同公社に係る経営状況説明書を議会に提出するものでありま
す。

昭和五十二年財団法人館山市開発公社の決算につき報告を受
けた概要についてご説明しますと、今期事業としましては、館山
市八幡にある荒川区有地千九百四十三平方メートルを四千五百二
十六万六千余円で購入し、これを館山市へ寄付いたしました。ま
た、館山市から委託を受けて実施してきました諸事業のうち、十
一億五千九百九十五万九千余円が、館山市から支払いがございま

た。

公社の金融機関からの借入金も当該年度において、六千五百万
円でこの借入金も五十三年五月末において、全額返済する予定で
あります。なお、この件につきましては、五月三十一日付をもっ
て全額返済されております。

昭和五十二年度においては、九千十二万七千余円の純利益を生
ずることとなりましたが、これについては、翌年度以降、有効に
活用し、公社の目的である市の経済発展と市民福祉の向上に寄与
してゆくものであります。

次に報告第二号財団法人館山市環境保全公社の経営状況説明書
の提出についてであります。これは、館山市が財団法人館山市
環境保全公社に対して、出資と損失補償をしている関係から、地
方自治法第二百四十三条の第三第二項及び同法施行令第七十三条
の規定により、同公社に係る経営状況説明書を議会に提出するも
のであります。

昭和五十二年財団法人館山市環境保全公社事業の決算につき
報告を受けた概要についてご説明しますと、当公社は、設立以来
第四期の決算となりましたが、この間、生活環境の保全と、市民
サービスピに重大な責任を持ち、かつ、健全なる経営を目標に努力
してまいりました。その一環といたしまして、昭和五十二年七月
より、公社の主要事務を谷藤原の事務所に移し、現業職員と事務
職員の一体化により、一層の合理化を図りました。また、経営上
の内容につきましては損益計算書に示しますとおりであります。が、
昨年関係者各位のご理解とご協力により手数料の値上げをさせて
いただいたこととあわせ、館山市より七百五十万円を運用財産と
して寄付行為をいただきましたので、昭和五十二年度は、千四百
七十四万七千余円の利益を生ずることができました。しかし、前

繰繰越欠損金二千四百四十九万五千余円がございまして、六百七十四万八千三十一円の欠損金が残ることと相成る次第であります。

昭和五十三年度におきましては、館山市に属する公共施設の一般くみ取り及びし尿浄化槽の清掃、点検業務を拡張いたしました。職員一九となつて、更に、地域社会の環境衛生の保全に努め、あわせて公共サービスに努力いたしますと共に、健全経営を目標に全力を尽くす所存でございますので、今後ともなお一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に議案第二十九号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分承認についてであります。去る三月三十一日、地方税法の一部を改正する法律案が国会にて可決、同日公布、四月一日から施行されることとなりました結果、館山市市税条例もこの法律改正にあわせて、急遽改正する必要が生じたため、同条例の一部改正を地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分をいたしましたので同条第三項の規定により議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

今回の地方税法の改正は、地方財政がきわめて厳しい状況の中から、当面の地方税源の充実策として、法人市民税の均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引き上げ、土地利用の実態等を考慮して特別土地保有税の課税の合理化等の改正が主なものであります。

まず、法人市民税の均等割の税率については昭和五十一年度及び昭和五十二年度の税制改正によって、経済諸指標の推移等を勘案してその引き上げが行なわれたところであります。資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人については、税率水準等か

ら見て、なお、負担の増加を求めると認められるので、今回、これらの法人の市民税の均等割の税率を引き上げることとなつたわけであります。

次に都市計画税の税率であります。百分の〇・二を百分の〇・三に改めたものであり、この改正は、住居環境の改善を図るため下水道、街路、公園等各都市施設の整備のための財源となるものであります。

次に今回の改正により、建物、構築物その他一定の施設で恒久的な利用に供されるものとして定められた基準に適合するものを用に供する土地で、地域における土地利用に適合することについて市長が特別土地保有税審議会の議を経て認定したものである。当該土地に係る特別土地保有税の納税義務を免除することとされました。

この地方税法の改正に伴って、新たに特別土地保有税審議会の設置が義務づけられましたので審議会委員を、学識経験のある者及び地方公共団体の職員のうちから市長が任命する七人をもって構成し、任期を二年とし、適正かつ公正な審議を図るため附属機関設置条例の一部改正を行い、あわせて特別土地保有税審議会の委員報酬の額について、日額四千元とする非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行なつたものであります。

このほか、個人の市民税の低所得者層の均等割の非課税限度を決定する金額の引き上げ、農業を営む個人が、その飼育した肉用牛を売却した場合の事業所得に係る個人の市民税の所得割についての免除期間の延長、都市計画税の税率の改正に伴い、国際観光

ホテル整備法の規定による登録ホテル業等の用に供することとなつた建物についての税率の特例、自動車排出ガスに係る保安基準に適合する軽自動車に対する軽減措置の適用期限の廃止等の改正がございますが、なお詳細につきましては説明資料によりご了承願います。

次に議案第三十号昭和五十二年度館山市一般会計補正予算（第四号）の専決処分承認についてであります。去る三月末に、県より東小校舎災害復旧事業に係る補助金の増に伴う国庫支出金の追加、また、これに伴う市債の減額等予算の財源内訳の変更が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分をいたし、同条第三項の規定により議会に報告し、この承認を求めようとするものであります。

次に議案第三十一号非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは議会関係の特別職報酬の改正と新規制度としての産業界の報酬を、あらたに加えるようとするものであります。

議会関係につきましては、県下他市との状況を勘案して改正しようとするものであります。今回の改正にあたっては、報酬審議会から引き上げることについて額及び時期について妥当である旨の答申がありました。

また、新たに加える産業界の報酬につきましては、労働安全衛生法の規定により、一定規模以上の事業所に産業界を設置し、職員の健康管理を実施するよう義務づけられている関係から、本市においても産業界を設置し、職員の健康管理に努めようとするも

ので、この産業界の報酬の額を定めるため追加しようとするものであります。

次に議案第三十二号館山市長、助役、収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、給料月額を改正しようとするもので、昭和五十二年四月に改正された以降、一般職員の給料は、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じての引き上げや定期昇給などにより一般職との不均衡が生じてまいりましたので給与体系のうえからも好ましくないのでこれを是正すべく改正しようとするものであります。なお、今回の改正にあたっては、報酬審議会から引き上げることについて妥当である旨の答申がありました。

次に、議案第三十三号館山市教育長の諸給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、給料月額を改正しようとするもので、教育長については従来市長等三役に準じて改正してまいりましたので、今回、市長、助役、収入役の給料額改正に伴い、あわせて、教育長の給料を改めようとするもので額につきましては、諸手当を含めて収入役と同程度になるよう配慮し、改正しようとするものであります。

次に議案第三十四号館山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。幼稚園保育料は、今まで幼稚園で保護者より徴収し、各指定金融機関へ払い込みしておりましたが、今回、口座振替制度を採用するため、条例第三条第二項を一部改正して、納期を月の最終の日に変更しようとするものであります。

なお、この条例の一部改正は、昭和五十三年七月一日から施行

しようとするものであります。

次に議案第三十五号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。日本学校安全会法、同法施行令等の一部改正が制定公布され、それぞれ昭和五十三年四月一日から施行されることとなりましたので、館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

法の改正により災害共済給付に係る共済掛金の額が義務教育以外の学校、幼稚園及び保育所の生徒等について引き上げられましたが、保護者等から徴収する額は、従前の額と同一とし、今回これを規定しようとするものであります。また、学校等の管理下における児童等の災害において、学校等の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、安全会が災害共済給付を行うことにより、その額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約を付することができることとなったため、その掛金十円を設置者が負担することとなりました。

なお、この条例の一部改正は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用しようとするものであります。

次に議案第三十六号館山市青年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。公の施設として完成した山本青年館について、その名称及び位置を、条例別表中に新たに加え、適正な管理、運営を図らうとするものであります。

なお、この条例の一部改正は、公布の日から施行しようとするものであります。

次に議案第三十七号館山市国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。昭和五十三年四月一日付国民健康保険条例準則の一部改正について、千葉県社会部長を通じ、厚生省より通知があり、それを受けて館山市国民健康保険条例の一部改正をしようとするものであります。

まず、第六条の改正であります。この条文は、従前、市町村の任意給付となつてゐる助産費について、日雇労働者健康保険を除く他の被用者保険において、引き続き事業所等に一年以上勤務し、被保険者であつた者が、退職後六月以内に出産した場合、特例として分娩費又は出産費が給付されておりますが、今回、このように被用保険から助産費に相当する給付がなされる場合は、この条例による給付を行なわないものとする条項を加えようとするものであります。

次に、第九条の改正であります。この条文は、保健施設についての規定であります。今回、第一号、診療所及び第二号保健婦を、それぞれ条文から削らうとするもので、第一号については国保直営診療所を廃止した関係から、第二号については、本年度より国の施策により、保健婦が一般会計支弁職員として身分移管されたことに伴い、それぞれ条文の整理をしようとするものであります。

なお、この条例の一部改正は、公布の日から施行されますが、第六条の改正については、経過措置として、この条例施行の日から六月を経過した日以降の出産から適用することとなります。

次に議案第三十八号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この前に本年度本算定の基礎となります調定見込額の算出について、先に説明いたします。

昭和五十二年年度国保会計は、去る五月三十一日出納閉鎖され、その結果、七百九十万余円の差引残金を生じ、昭和五十三年度へ繰り越すことが出来ました。そこで、この繰越金の処分でございますが、六千万円を本算定に際し、税の軽減に充当したいと思っております。

この結果、当初予算で計上してあります現年度課税分五億六千四百九十三万四千円から六千万円を減額した額五億四百九十三万四千円を予算額とし、収納割合を勘案いたしまして、調定額五億二千五百九十七万三千円を見込んだわけであります。

本年度の本算定による調定見込額を五億二千五百九十七万三千円とするには、課税限度額の切捨額一億五千八百五千元、低所得者に対する第十二条の軽減額千三百二十八万七千元、それらの額を見込み合計六億九千七百二十六万五千元を課税して、はじめ五億二千五百九十七万三千円の調定が可能ということになるわけでありませう。

また、所得割の算出基準となる市民税所得割総額は、一億五千二百三十一万六千元、資産割の算出基準となる固定資産税総額は二億四百七十四万九千元であります。

被保険者総数は二万五千六百三十二人、被保険者世帯数は八千八百三十二世帯ですので、課税配分については、現在、館山市が採用しております配分割合で試算し、あん分率を決定するわけでありませうが、この結果、所得割百分の二十、資産割百分の五十、被保険者均等割六千七百二十円、世帯別平等割一万六千四百四十円となります。

それでは、改正条例に従って順次ご説明いたします。

第二条の改正は、国民健康保険税の課税限度額の規定でありませうが、医療費の上昇、被保険者の所得の増加等に伴い、応能負担

の面から被保険者間の負担の均衡を図るため十七万円を十九万円に引き上げようとするものであります。

第五条の改正は、被保険者均等割額を一人につき五千七百六十円を六千七百二十円に引き上げようとするものであります。

第五条の二の改正は、世帯別平等割額を一世帯につき九千二百四十円を一万六千四百四十円に引き上げようとするものであります。

第十二条の改正は、国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定の額以下の場合におけるいわゆる低所得者層の減額についてであります。個人の市民税の基礎控除の額に相当する金額に被保険者の数に応じて加算する金額を世帯主以外の被保険者一人当たり十五万円を十六万円に引き上げようとするものであります。

附則については、その施行期日を公布の日からとし、適用区分については、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年分までの国民健康保険税については、従前のとおりとするものであります。

次に議案第三十九号公有水面埋立免許に関する答申についてであります。千葉県知事より公有水面埋立法第三条第一項の規定により、公有水面埋立免許の出願に伴う諮問に基づく答申について、議会の議決を求めようとするものであります。千葉県が船形漁港第六次漁港整備計画に基づき、総事業費六億六千万円をもって、基幹漁港として、沖合漁業等の伸長並びに近代化に対応し、近年ますます大型化する漁船に対する根拠地として、けい留施設の不足を生じてきたため整備しようとするものであります。○メートル岸壁及びこれに付随する道路等を取り付けるため総事業費四億

一千六百四十万円をもって新築するものであり、この公有水面埋立について、館山市は、差しつかえない旨を答申しようとするものであります。

一、報告第一号及び報告第二号、議案第二十九号乃至議案第三十九号

なお、本定例市議会に、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦についての追加議案の上程を考慮しておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上、各議案に対する提案理由について、ご説明申し上げますが、何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で提案理由の説明を終ります。

延 会 午前十時四十四分延会

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明六月二十日は議案調査のため休会、次会は六月三十一日午前十時開会とし、その議事は通告による行政一般質問を行います。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、会議日程の決定

